

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A市所在の会社B（以下「会社」という。）に採用され、着物などのレンタル商品発送準備の業務に従事していた。

請求人によると、平成〇年〇月頃、左手のしびれを自覚したが、繁忙期であったため、医療機関に受診できなかったという。請求人は、同年平成〇年〇月にC整形外科医院に受診し「両頸肩腕症候群」と診断され、同年〇月〇日に転医したD病院では「両手根管症候群」と診断された。

請求人は、上記疾病を発症したのは業務上の事由によるものであるとして、監督署長に療養補償給付及び休業補償給付の請求をしたところ、監督署長は請求人に発症した疾病は業務上の事由によるものであるとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、これらの処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

(略)

#### 第4 争 点

本件の争点は、請求人に発症した疾病が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

#### 第5 審査資料

(略)

#### 第6 事実の認定及び判断

##### 1 当審査会的事実の認定

(略)

##### 2 当審査会の判断

(1) 請求人が発症した疾病及びその発症時期については、医証を総合的に勘案するに、疾病名は「両手根管症候群」であり、その発症時期は上肢の症状を訴えC整形外科医院に最初に受診した、平成〇年〇月〇日とするのが妥当であると判断する。

(2) 手根管症候群は、上肢作業に基づく疾病の業務上外の認定基準（以下「認定基準」という。）が対象とする疾病に該当することから、認定基準を踏まえつつ、以下検討する。

(3) 請求人が行っていた作業は、請求人や会社関係者の申述等から、レンタルする着物の検品、洗濯、アイロンがけ、和裁、着付けなど多岐にわたっているが、これらの作業のうち、認定基準の認定要件に示された「上肢等に負担のかかる作業」と認められるのは、「上肢の反復動作の多い作業」としての「アイロンがけ作業」、「上肢を上げた状態で行う作業」としての「洗濯における着物等を干す作業」、「頸部肩の動きがなく、姿勢が拘束される作業」としての「和裁の作業」であると判断する。

(4) このうち、「アイロンがけ作業」の1件当たりの所要時間、1日当たりの処理量については、請求人の申述とE常務、Fの申述は異なっているところ、アイロンがけ業務量の算出表に記載された客観的データに、請求人の主張を最大限加味しても、請求人の1日当たりの平均的な「アイロンがけ作業」の作業時間は、2時間を超えないとみるのが妥当である。

他方、「洗濯における着物等を干す作業」及び「和裁の作業」については、1日当たりの平均的な作業時間を客観的に把握するないしは合理的に推定するこ

とができるデータ等がないことから、不明とせざるを得ないところ、請求人の申述や提出資料を精査しても、相当の時間数になると判断するに足る証拠は確認できなかった。

そうすると、請求人は、平成○年○月○日に会社に採用され、平成○年○月○日に発症するまで6か月にわたって「上肢等に負担のかかる作業」を含む業務に相当期間従事したことは認められるものの、当該作業を主とする業務に従事したものとみるには至らない。

- (5) 上記(4)と、請求人の作業形態が、「上肢等に負担のかかる作業」を相応の時間連続して実施するのではなく、断続的に実施するものであって、姿勢の拘束等が連続して相応の時間にわたるものではないこと、さらには、G医師が、意見書において、「手をよく使うかということであれば、労働量を調べた資料からは多いとはいえない。一方では、58歳という年齢は更年期であり、好発例として認知されている更年期女性に当てはまる。さらに、よく使う方の手のみ発症しているわけではなく両手に生じているため、使用頻度というよりも体質に原因があると考えるのが妥当と思われる。」と述べていることを総合的に勘案すると、請求人に発症した「両手根管症候群」を業務に起因するものと認めることはできない。

したがって、請求人に発症した疾病は、労働基準法施行規則別表第1の2第3号の4「電子計算機への入力を反復して行う業務そのほか上肢に過度の負担のかかる業務による後頭部、頸部、肩甲帯、上腕、前腕又は手指の運動器障害」及び同5「1から4までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他身体に過度の負担のかかる作業態様の業務に起因することの明らかな疾病」に該当するものとは認められない。

- 3 以上のおりであるので、監督署長が請求人に対してした療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のおり裁決する。